

## 条例指定寄附金税額控除に関するQ&A

Q1 どのような法人や団体に対する寄附金が税の軽減措置の対象となるのですか？

A1 所得税の所得控除の対象となる寄附金（公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等に対する寄附金）のうち、鹿児島県が条例により指定した寄附金が個人県民税の税額控除の対象となります。（原則として、鹿児島県内に主たる事務所を有する法人・団体等に対する寄附金の対象となります。それ以外のもは現在のところ対象外です。）

具体的な法人・団体等の名称等は、鹿児島県ホームページの以下の箇所をご覧ください。

くらし・環境 > 税金 > 税金のあらし

> しごとと税金 > 個人の県民税と市町村民税

> 「個人県民税の条例指定寄附金税額控除制度について」の2(1)

※ 国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象となりませんのでご注意ください。

※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまでどおり全国の都道府県・市区町村で税の軽減対象となります。

Q2 鹿児島県が条例で指定している法人・団体等に対して寄附した場合、個人市町村民税についても税額控除が適用されますか？

A2 個人市町村民税については、お住まいの市町村が条例により指定している寄附金が税額控除の対象となりますので、あなたが寄附された法人・団体等をお住まいの市町村が条例で指定している場合に限り、個人市町村民税の税額控除を受けることができます。

詳しくは、お住まいの市町村の住民税担当窓口にお尋ねください。

Q3 いつの寄附から対象になるのですか？

A3 平成24年1月1日以後に支出された寄附金から税額控除の対象になります。

Q4 私は、平成24年8月に、鹿児島県が条例で指定した団体に対する寄附を行いました。この場合、税の軽減措置を受けられるのはいつですか？

A4 寄附した年の翌年度分の個人県民税から控除されることとなります。

御質問の場合、平成25年度分の個人県民税（平成25年6月～26年5月までの間に納めていただく個人県民税）の税額から控除されます。

（なお、所得税の場合は、平成24年の所得税が軽減されます。）

Q5 税の軽減措置の適用を受けるにはどういった手続きが必要なのですか？

A5 所得税と住民税の両方の軽減を受ける場合は、最寄りの税務署に所得税の確定申告をしていただく必要があります。Q4のように平成24年中に寄附されたケースの場合、平成25年2月16日～3月15日の確定申告期間中に確定申告をしていただく必要があります。

また、普段確定申告をしておらず（サラリーマンや年金受給者の方など）、簡易な申告で済ませたいという場合は、寄附した年の翌年の1月1日時点でお住まいの市区町村に対して控除の申告を行えば、住民税（個人県民税、及びあなたが寄附された法人・団体等をお住まいの市町村が条例で指定している場合は個人市町村民税も）の税額控除を受けることができます。（この場合、所得税の軽減措置は受けられませんのでご注意ください。）Q4のケースの場合、平成25年3月15日までに申告する必要があります。詳しくはお住まいの市町村の住民税の担当窓口までお尋ねください。

なお、いずれの方法による場合でも、寄附先の法人・団体等が発行した「寄附金受領証明書」が添付書類として必要となりますので、大事に保管しておいてください。